

厚生労働大臣
小宮山洋子 様

新日本婦人の会
会長 笠井貴美代

だれもが安心して受けられる介護保険制度へただちに見直してください ～129人の声から～

この4月、「改正」介護保険法の施行、介護報酬改定、第5期介護保険事業計画の実施と同時に診療報酬の改定も行なわれました。

新日本婦人の会は、各地で介護保険に関わるおしゃべり会や学習会などを行なってきました。そうした中で、出された一人ひとりの思いを介護保険版「私は言いたい！」カードに書き込んでアピールする活動にとりくんでいます。それぞれの自治体に声を届け、要請をすすめています。このたび、中央本部に寄せられた129人の「声」を別紙のようにまとめました。

これらの「声」は、4月の「改定」に関わって、全国各地の介護保険利用者、その家族、ヘルパー、ケアマネジャー、介護施設職員、介護保険料を払っている方からのもので、それぞれ深刻な現状や不安がつづられています。とりわけ、現在サービスを利用している人とその家族から、訪問介護の生活援助の時間短縮で「毎日の生活が不便になった」「母が混乱している」、介護認定の変更について「軽度に変更になり、受けられるサービスが減り、負担がふえた」などの切実な声が寄せられています。毎日の生活にかかわる問題であり、早急な改善が求められます。

一人暮らしや在宅介護世帯にとって、介護サービスは命綱です。だれもが安心して受けられる介護保険制度であってほしいと願い、129人の「声」を資料として添え、以下の点を緊急に要請いたします。

記

- 1、「改定」で変更された生活援助の60分から45分への時間短縮は撤回し、利用者本人の希望にもとづいた生活援助となるようにすること
- 1、国庫負担を拡充し、介護保険料を引き下げ、年金からの天引きをやめること。介護保険の利用料を徴収しないこと
- 1、介護認定は、自治体とケアマネジャーが利用者の要望に沿って必要量を定める仕組みにすること。申請手続きを簡素化すること
- 1、利用者の介護給付の抑制につながる介護報酬の大幅切り下げを撤回すること
- 1、介護職員処遇改善交付金の廃止を撤回し、国の責任と財源負担で介護労働者の処遇を改善すること
- 1、地域包括支援センターの拡大と人員体制拡充のための財政支援をすること